

大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、サービス産業の生産性向上を促進し、県内経済の活性化に寄与するため、生産性の向上に向けた取組を行う中小企業者で構成されるグループ等に対し、大分県サービス産業生産性向上促進事業実施要領(平成28年3月30日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほかは、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業内容、補助率及び補助対象経費等は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(第2号様式又は第3号様式)
- (2) 収支予算書(第4号様式)
- (3) 事業参加者届出書(第5号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者で

あつてはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件あたりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入のあつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これに補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱に従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了もしくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第12号様式)
- (2) 収支精算書(第13号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 財産管理台帳の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、平成27年度の補正予算に係る大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成29年度の予算に係る大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金から適用する。

(別表第1)

事業区分	事業内容	補助率	補助上限額
(1) 企業連携	サービス産業の生産性向上を促進し、県内経済の活性化に寄与するため、生産性の向上に向けた取組を行う中小企業者で構成されるグループ等（以下、「事業実施主体」という。）に対して支援する。	1 / 2 以内	1, 0 0 0 千円以内
(2) 個者	サービス産業生産性向上人材育成事業への参加事業者が行う生産性向上の取組に対して支援する。	1 / 2 以内	1, 0 0 0 千円以内

(別表第2)

事業区分	科目	補助対象経費の内容
(1) 企業連携	報償費	講師・委員謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
	旅費	講師・委員旅費、調査・研究事業に要する旅費等
	食糧費	外部専門家との打合せに必要な飲食費
	消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が2万円未満のもの
	修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等 注) 内装・設備・施設工事費は必要最小限度のものとし、賃借等店舗などの資産価値を高める工事等は対象外とする。
	役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
	委託料	ホームページ作成委託、調査委託、行事運営委託等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、有料道路通行料、駐車料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
	備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められ、かつ、購入価格が10万円以内のもの
(2) 個者	報償費	講師・委員謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
	旅費	講師・委員旅費、調査・研究事業に要する旅費等
	食糧費	外部専門家との打合せに必要な飲食費
	消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が2万円未満のもの
	修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等
	役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
	委託料	ホームページ作成委託、調査委託、行事運営委託等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、有料道路通行料、駐車料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
	備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
注) 事業者の運営経費は補助対象経費から除く <ul style="list-style-type: none"> ・土地の購入に要する経費及び補助費 ・補助事業者が自ら使用する飲食費 ・その他、サービス産業の生産性向上の促進に係る事業に適さないと認められる経費 		

第1号様式（第3条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)

代表者氏名 ㊟

年度において、下記のとおり大分県サービス産業生産性向上促進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書（第2号様式又は第3号様式）
- (2) 収支予算書（第4号様式）
- (3) 事業参加者届出書（第5号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

事業実施計画書

事業名	
事業実施主体名	
事業実施主体の概要	
事業箇所	
実施時期	
事業の背景と目的	
事業の内容 (1)生産性向上の取組 (初年度に、どのような事業を行うのか、モノ、サービス、お金などが、いつ、どのように流れるのかを、イメージ図なども活用して具体的にわかりやすく記載してください) 別紙可	
(2)実現性 (初年度の事業実施体制、専門家の選定理由等について、図などを活用してわかりやすく記載してください)	
(3)継続性・発展性 (翌年度以降の取組等を記載してください)	
(4)社会性・公益性 (業界や地域の課題解決につながり、他地域でのモデルとなる点について、記載してください)	

(5) 働き方改革への取組

(「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」、「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」「しごと子育てサポート企業認定」など働き方改革に関する受賞・認定に該当がある場合は、その内容を記載してください。)

補助事業の実施によって期待される効果

(該当する項目に☑を付してください。複数選択可)

【付加価値の向上】

- 新規顧客層への展開
 - 商圏の拡大
 - 独自性・創造性の発揮
 - ブランド力の強化
 - 顧客満足度の向上
 - 価値や品質の見える化
 - 機能分化・連携
 - ICT利活用
 - その他付加価値の向上が見込めるもの
- ()

【効率の向上】

- サービス提供プロセスの改善
 - ICT利活用
 - その他効率の向上が見込めるもの
- ()

注) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加してください。

事業実施計画書

事業名	
事業者名	
事業者の概要	
事業箇所	
実施時期	
事業の背景と目的	
事業の内容 (1)生産性向上の取組 (初年度に、どのような事業を行うのか、モノ、サービス、お金などが、いつ、どのように流れるのかを、イメージ図なども活用して具体的にわかりやすく記載してください) 別紙可	
(2)実現性 (初年度の事業実施体制、専門家の選定理由等について、図などを活用してわかりやすく記載してください)	
(3)継続性・発展性 (翌年度以降の取組等を記載してください)	

第4号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計		

年 月 日

事業参加者届出書

大分県知事 殿

（申請者）

住所

名称

代表者職氏名

㊟

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業について、下記の事業参加者が共同で行うことを届出します。

なお、申請にあたっては、（申請者）が代表者として事業参加者を取りまとめ、この申請に関する一切の責任を負うものとし、事業参加者は代表者と連携して責任を負うものとしします。

事業者名	住 所 名 称 代表者職氏名 主な事業 資本金 従業員数	㊟
事業者名	住 所 名 称 代表者職氏名 主な事業 資本金 従業員数	㊟
事業者名	住 所 名 称 代表者職氏名 主な事業 資本金 従業員数	㊟

添付：各事業者の事業概要書（パンフレットやHPの写し等）

※参加事業者欄が不足する場合は追加してください。

第6号様式（第4条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業変更承認申請書

第 年 月 日
第 号

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第4条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日
第 年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第8号様式（第4条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第4条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

5 その他

(1) 別紙を添付すること。

(2) その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

別紙

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第9号様式（第5条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|-------------|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件 | 要綱第4条の規定を転記 | |

（備考）

要綱第4条第1項第1号の規定による大分県サービス産業生産性向上促進事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に。「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし。記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第 10 号様式（第 8 条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

〈振込先〉

金融機関名：
支 店 名：
預金の種別：
口座番号：
預金の名義：

第 11 号様式（第 9 条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業実績報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業について、下記のとおり実施したので、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第 12 号様式）
- (2) 収支精算書（第 13 号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 財産管理台帳の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
県費補助金				
自己負担金				
計				

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

第 14 号様式（第 10 条関係）

年度大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金の額の確定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県サービス産業生産性向上促進事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。